# 答申第215号(諮問第228号)

「県立●●センター(以下甲という)の医師職員・看護職員ぐるみの偽計業務妨害によって甲の患者(以下乙という)に与えた被害を、甲の職員が乙の自己責任と言い放って、乙に弁済しなくてもよい・又はしてはならない、という内容」外1件の公文書不存在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会 第一部会

# 第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

## 第2 諮問事案の概要

## 1 公文書開示請求

審査請求人(以下「請求人」という。)は、群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、群馬県知事(以下「実施機関」という。)に対し、別表(あ)欄に記載の年月日付けで、別表の(い)欄に記載の開示請求(以下「本件各請求」という。)を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、別表の(う)欄に記載の年月日に、本件各請求にかかる公文書について存在しないことを確認し、別表(え)欄に記載の決定(以下「本件各処分」という。)を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

(不存在の理由)

当該請求に係る文書は保有していないため。

## 3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件各処分を不服として平成30年7月24日付けで審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

#### 4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項において 読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成30年8月21日付 けで弁明書を作成し、実施機関に提出した。実施機関は、その副本を請求人に送 付した。

#### 5 口頭意見陳述の実施

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、平成31年1月23日、口頭意見陳述を実施した。

#### 6 諮問

実施機関は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会(以下「審査会」という。)に対して平成31年2月1日、本件審査請求事案(以下、「本件事案」という。)の諮問を行った。

## 第3 争点(本件各請求にかかる公文書の公文書不存在決定について)

本件各請求にかかる公文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

# 第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ。原処分は、条例第14条第2号イ違反であり、原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業等の地方公務員法違反・刑法犯である詐欺罪・偽計業務妨害罪・行政不服審査法第52条違反・憲法違反等を隠蔽するものである。

#### 2 実施機関の主張要旨

本件審査請求にかかる開示請求の内容は、いずれも、●●センター職員の患者若しくは第三者に対する対応についての根拠を求めていると思われるが、地方公務員の服務等人事行政に関する根本基準を定めたものとしては、地方公務員法(昭和25年法律第261号(以下、略))がある。この第30条には、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」として、服務の根本基準が定められており、第32条には、「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」として、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が定められている。また、第33条には、「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」として、信用失墜行為の禁止が定められ、さらに第35条には、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」として、職務に専念する義務が定められている。

地方公務員である●●センター職員は、これら地方公務員法その他の法令を遵守すべき義務があり、今回開示請求のあった別表項番1及び2のような、服務の根本基準から外れる行為や不法行為、信用を失墜するような内容を示す公文書を作成又は取得することはない。

## 3 口頭意見陳述における請求人の主張要旨について

前記第2の5の口頭意見陳述について、実施機関から提出された口頭意見陳述聴取結果記録書には、請求人の主張として、おおむね以下のことが記されている。

- (1)請求人が処分庁に電話をしたところ、自己責任と言い放って、電話を切られた。
- (2) 群馬県の服務規程よりも、最高裁判所の憲法解釈の方が上である。
- (3)地方公務員法違反、判例違反、行政不服審査法第52条違反を、現に処分庁の職員がおこなっている。
- (4) 処分庁から請求人に対する不払いが多すぎる。
- (5) 自分の都合が悪くなると電話も切られてしまう。
- (6) 裁決が出れば、行政不服審査法第52条に基づいて行政庁は拘束されるが、それについてどう考えるのか。同条は、行政庁を拘束するが、民間人は拘束されな

い。したがって、不存在でも単に文書がないだけでは済まない。棄却であっても、 それだけでは済まない。やはり処分庁は拘束される。しかしながら、行政庁は開 き直ってばかりである。

## 第5 審査会の判断

- 1 争点(本件各請求にかかる公文書の公文書不存在決定について)
- (1)請求人は、「条例第14条第2号イ違反であり、原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業等の地方公務員法違反・刑法犯である詐欺罪・偽計業務妨害罪・行政不服審査法第52条違反・憲法違反等を隠蔽するもの」と主張している。一方、実施機関は、地方公務員である●●センター職員は法令等を遵守すべき義務があり、今回請求のあった、服務の根本基準から外れる行為や不法行為、信用失墜行為に該当するような内容を示す公文書を作成又は取得することはないと主張する。そこで、本件各請求にかかる公文書が、実施機関における事務処理において作成又は取得されたか否か検討するものとする。

なお、本審査会の判断に当たっては、本件各請求の記載内容に照らして、不特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断するものとする。

(2) 別表項番1にかかる公文書について

請求人は、●●センターの医師職員及び看護職員が、偽計業務妨害によって 同センターの患者に被害を与えたとの不法行為があったことを前提とする文書の 開示を請求している。

この点、地方公務員たる●●センター職員が地方公務員法により負う法令遵守義務、信用失墜行為の禁止及び職務専念義務を考慮すると、地方公務員たる医師職員・看護職員ぐるみの偽計業務妨害によって同センターの患者に与えた被害を、同センターの職員が、患者の自己責任と言い放って、患者に弁済しなくてもよい・又はしてはならない、という法令の趣旨に反する内容の公文書を、実施機関が、作成又は取得することはない、との実施機関の説明に不自然な点は認められない。

(3) 別表項番2にかかる公文書について

請求内容にある「服務規定」についてであるが、請求人からは特定の内容及び 条文を指すものであるとの主張はないため、ここでは群馬県病院局の処務及び文 書管理等に関する規程(平成15年3月31日病院管理規程第13号(以下、略)) などを含むおよそ内務規程に該当するもの一般を指しているものとして判断す る。

第5 1 (2) で述べたとおり、地方公務員たる●●センター職員は、地方公務員法の適用を受けるが、同法は法令遵守義務及び信用失墜行為の禁止を定め、また、群馬県病院局の処務及び文書管理等に関する規程第2条が例とする群馬県処務規程(昭和39年5月1日訓令甲第8号)第14条第1項では、「職員は、県民全体の奉仕者としての職責を自覚し、法令等及び上司の職務上の命令に従うとともに、秘密を守り、誠実かつ公正な職務の執行につとめなければならない。」

と定め、地方公務員法と同内容の義務を定めている。これらの義務を考慮すると、「県立●●センターの職員が、最高裁の憲法解釈の方が群馬県の内規より優先されるにもかかわらず、群馬県の服務規定を悪用して最高裁判例違反(例、一般県民から電話で侮辱・罵倒・非難されると勝手に切電する等)を行ってもよい・又は行わなくてはならない、という内容」との法令や規程に反する可能性がある公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。

なお、対象文書となる可能性のある「一般県民から電話で侮辱・罵倒・非難されると勝手に切電する」を許容するような文書の存否について、念のため、条例第30条第4項に基づき、当審査会事務局職員をして実施機関に対し説明を求めさせたところによると、実施機関が、そのような文書を作成又は取得したことはない、とのことであった。

(4) したがって、本件各請求に係る公文書を不存在とする実施機関の判断は妥当であると認められる。

#### 2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人は審査請求書において、本件各処分は条例第14条第2号イに違反すると主張する。しかし、同規定は個人情報であっても一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたものである。そのため、本件各請求にかかる公文書は不存在であるという実施機関の判断が妥当である以上、本件各請求にかかる公文書が存在することを前提とした請求人の当該主張は是認することはできない。

また、請求人はその他種々主張するが、本答申の判断を左右するものではない。

## 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

# 審査会の処理経過

年 月 日	内容
平成31年 2月 1日	諮問
平成31年 2月14日 (第73回 第一部会)	審議(本件事案の概要説明)
平成31年 3月 6日 (第74回 第一部会)	審議
平成31年 3月18日	答申

項番	(あ) 請求年月日	(い) 開示を請求する公文書の内容又は件名	(う) 決定年月日	(え) 決定
1	平成30年6月22日	県立●●センター(以下甲という)の医師職員・看護職員ぐるみの偽計業務妨害によって甲の患者(以下乙という)に与えた被害を、甲の職員が乙の自己責任と言い放って、乙に弁済しなくてもよい・又はしてはならない、という内容	平成30年7月3日	不存在
2		県立●●センターの職員が、最高裁の憲法解釈の方が群馬県の内規より優先されるにもかかわらず、群馬県の服務規定を悪用して最高裁判例違反(例、一般県民から電話で侮辱・罵倒・非難されると勝手に切電する等)を行ってもよい・又は行わなくてはならない、という内容	平成30年7月19日	不存在